

# 農業法人投資育成事業出資業務実施要領

制定：平成26年2月28日付け25経営第3219号  
農 林 水 産 省 経 営 局 長 通 知

## 第1 目的

本事業は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社又は承認組合が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とし、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「法」という。）農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号。以下「投資省令」という。）株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成14年財務省・農林水産省令第2号）によるほか、本要領の定めるところにより実施する。

## 第2 事業内容

### （1）出資対象

公庫は、予算の範囲内で、次の（2）から（7）までに定めるところにより承認会社又は承認組合（以下「承認会社等」という。）が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金を対象に出資業務を行うものとする。

### （2）投資事業主体の公募

公庫は、農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社又は投資事業有限責任組合（以下「投資事業主体」という。）の出資審査に当たっては、次に掲げる観点から出資審査を行い、第1の目的を達成するために最も適格な者を選定するものとする。なお、出資審査を行う公庫は、募集要項を定め、投資事業主体を募集するものとする。

ア 案件発掘力

イ 事業性審査能力

ウ 経営支援実行力

エ 信用力

### （3）外部有識者委員会の活用

公庫が投資事業主体の選定に係る出資審査を行うに当たっては、あらかじめ、本事業に関する分野に高い識見を有する外部の者からなる委員会を設置し、その意見を聴取するものとする。

### （4）申請書の共有

農林水産省は、投資事業主体から提出される投資省令別記様式第1号による農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請書について、申請者の負担軽減の観点から、公庫と共有するものとする。

(5) 出資契約及び出資方法

公庫は、承認会社又は承認組合の無限責任組合員及び有限責任組合員と契約を締結し、当該契約の定めるところに従い出資を行う。なお、農業法人への出資に係る承認組合への出資については、承認組合からの投資案件発掘の都度、必要な金額を出資することとし、公庫は、有限責任組合員として参加するものとする。

(6) 出資の限度額等

公庫が承認会社等に対して行う出資の限度額等は、次に掲げるとおりとする。

- ア 承認会社にあつては、公庫の出資額が総株主の出資額の2分の1未満の額であり、かつ、公庫が当該出資により有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1未満であること。
- イ 承認組合にあつては、公庫の出資約束金額の合計が全組合員の総出資約束金額の2分の1未満の額であること。

(7) 配当金等の取扱い

公庫は、出資した承認会社等から配当の支払いのほか、出資金の払い戻しがあった場合には、当該配当金又は出資金の払い戻し金を他の承認会社等に対する出資に充てることができるものとする。

(8) 助言及び研修等

公庫は、承認会社等の農業法人投資育成事業を円滑に実施するため、承認会社等に対し助言及び研修等を行うことができるものとする。

### 第3 出資金の運用等

(1) 公庫は、国から交付を受けた農業法人投資育成事業出資金を、承認会社等に対して行う農業法人投資育成事業に係る出資に充てるほか、株式会社日本政策金融公庫法第56条各号に規定する方法により、安全かつ効率的に運用するものとする。

(2) 公庫の農業法人投資育成事業出資金及びその運用による収入は、承認会社等が農業法人に対し行う出資のほか、承認会社又は承認組合の無限責任組合員に対する管理報酬費用その他農業法人投資育成事業の実施に必要な資金に充当するものとし、他の目的に充当してはならない。

### 第4 出資金の運用状況等の報告

(1) 公庫は、第1の目的の達成のため、国から出資金を受けて農業法人投資育成事業に係る出資業務を行う趣旨を踏まえ、次に掲げる内容を農林水産省経営局長に半期毎に定期報告を行わなければならない。

- 一 出資金の運用状況
- 二 承認会社等の決算状況、出資実績、翌期取組方針、減損状況に関する助言の状況
- 三 公庫が承認会社等に対して実施する研修等の実施状況

(2) 公庫は、(1)に定める内容に関する農業法人投資育成事業出資業務の実施状況について経営局長から報告を求められた場合には、速やかに、その状況について、経営局長に報告しな

ければならない。

- ( 3 ) 公庫は、( 1 ) 及び( 2 ) に定めるもののほか、農業法人投資育成事業出資業務の実施に影響を及ぼすおそれのある事情が生じた場合には、速やかに経営局長に報告しなければならない。

## 第5 公表

公庫は、出資を行おうとする承認会社等の名称、総出資額（承認組合にあっては総出資約束金額）及び事業の概要について、出資認可の都度ホームページにより公表するものとし、内容の変更があった都度公表するものとする。

## 附 則

この実施要領は、平成26年3月1日から施行する。